

平成30年第4回大衡村議会定例会会議録 第4号

平成30年12月12日（水曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄
12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ	14番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第4号）

平成30年12月12日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第60号 大衡村私債権管理条例の制定について
- 第 3 議案第61号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 4 議案第 62 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 63 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 64 号 訴えの提起について
- 第 7 議案第 65 号 平成 30 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 8 議案第 66 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 67 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 10 議案第 68 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 11 議案第 69 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 12 議案第 70 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 13 議案第 71 号 平成 30 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 14 発委第 2 号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 15 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）と同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、ただいまから平成 30 年第 4 回大衡村議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番小川宗寿君、9 番高橋浩之君を指名いたします。

日程第2 議案第60号 大衡村私債権管理条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第60号、大衡村私債権管理条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（大沼善昭君） おはようございます。

初めに、議案書の訂正をお願いいたします。5ページの第12条になります。見出しなんですが、債務放棄を債権放棄に訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは議案書につきましては、1ページでございます。

議案第60号、大衡村私債権管理条例の制定についてでございます。

この条例は、本村が保有する債権のうち、私債権とされる債権の管理について、村長等の責務、督促から強制執行に至る事務処理を明確化するとともに、実質的に徴収不能に陥っている私債権については、議会の議決を得ることなく債権を放棄することができる場合の要件を限定的に定めまして、全序的な債権管理体制の確立と一層の適正化を図るため、制定するものでございます。

次のページの議案第60号別紙でご説明いたします。

第2条の関係でございますが、第2条は村の私債権の定義を明らかにしまして、本条例の適用範囲を定めたものです。地方自治法第231条の3第1項に規定する公債権及び地方税法で規定する地方税以外の債権を村の私債権と定義しております。現在のところ、私債権として本条例の適用を受ける村の債権ですが、水道料金、住宅使用料、給食費、貸付金でございます。

次に、第4条の関係ですが、第4条第2項についてですが、村が有する私債権の管理に関する事務について、その責任者である村長は徴収事務はもとより、強制執行等の事務処理上の手続きを整えるなど、管理責任を明確にしたものでございます。

次に、3ページの第5条から5ページの第11条の関係ですが、督促から債権の免除までの各段階における債権の管理については、地方自治法及び同法の施行令の適用を受けますけれども、規定に従いまして適切に管理をするよう意識づけるために施行令と同様の内容

を実務上の債権管理基準として規定したものでございます。

次に、第12条の関係ですが、本村における債権放棄についてですが、債権放棄は議会の議決を要する重要な案件でありますので、安易に放棄するものではなくて、督促から免除に至る各段階における債権管理と徴収手続きを適正に行うという前提に立つものでございます。しかしながら徴収努力を行ってもなお債権回収ができない状況が継続し、実質的に徴収不能に陥っているような債権を残存させて管理の対象に置き続けることは、効率的な債権管理の観点から、できる限り排除すべきであるということでございまして、このようなことから第12条におきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づきまして、議会の議決を得ることなく債権を放棄することができる場合の要件を限定的に定めまして、私債権管理の合理化と効率化を図ろうとするものであります。

次に第13条は、村の私債権を放棄したときは議会に報告するものでございます。

6ページの附則でございますが、施行期日につきましては、交付の日から施行するものでございます。

次に、適用範囲につきましては、この条例の施行の際、現に発生している村の債権についても適用するものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議ください。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） この条例ですね、簡単に説明していただきましたけれども、議会に係らない案件のところですね、もう少し丁寧にご説明願えれば。どういったときに議会に係らないものなのか、例えば実例など挙げながらちょっとご説明願えればと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 議会に係らないというのは、議決ということでしょうか。

この条例がない限り、議会の議決が必要になるんです。この条例をつくることによって、債権放棄をしまして9月の議会に報告するというような形をとることです。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） この条例があることでそうできるんですけども、例えば水道料金を10年間督促なり何なりという手続きをとって、もう不可能でしょうと認め、さらに放棄するという流れの中で、どのぐらいのレベルのものが放棄されていくものなのか、あと現在この条例を制定することによっての放棄に値する債権というのは村にどのぐらいあるものなんでしょうか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 第12条に載っておるんですが、債権放棄については第1号が法人が事業中止した場合。事業を中止して将来事業を再開する見込みが全くない場合に債権放棄という形が1つと、それから債務者が失踪、行方不明、死亡は含まれません。の場合に徴収の見込みがないときに債権放棄の形になります。それから3番目が債権金額が取り立てに要する費用に満たないと認めるとき、この取り立てに要する費用というのが訴訟費用とか弁護士費用、がかかるんですけれども、それに満たない場合は債権放棄という形になります。

それから先ほどのどのぐらいいるのかということなんですが、まず水道料金ですが、個人で9人、法人で6社ほど今のところリストアップしてみましております。100万ちょっとの金額でございます。それから村営住宅につきましては、お1人で30万ちょっとの滞納額があります。それから集落農業振興資金貸付金というのがございまして、これによって80万ほどの債権があります。

以上でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第61号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） おはようございます。

議案書につきましては8ページごらんいただきたいと思います。新旧対照表につきましては1ページでございます。説明につきましては、新旧対照表をもとにご説明を申し上げ

ます。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず第1条による改正といたしまして、第6条期末手当の規定でございまして、3項100分の172.5を100分の177.5に改めるものでございます。

次のページ、ご覧いただきたいと思います。

第2条による改正といたしまして、同じく第6条の改正でございます。3項でございます。6月と12月、それぞれ支給率が定められていたものを100分の167.5に平準化するものでございます。

それでは議案書本文をご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、まず1項施行期日等でございます。第1条につきましては、平成30年12月1日、第2条につきましては、平成31年4月1日からの適用とするもので、条例につきましては、公布の日からの施行となるものでございます。

第2項につきましては、内払の規定でございます。今回の条例改正でございますけれども、国の人事院勧告に準じまして改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第62号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては10ページでございます。新旧対照表につきましては、3ページでございます。説明につきましては、先ほどと同じく新旧対照表をもとにご説明を申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

まず第1条による改正といたしまして、第4条通勤手当及び期末手当に関する規定でございます。100分の172.5を100分の177.5に改めるものでございます。

次のページ、ごらんいただきたいと思います。

第2条による改正といたしまして、こちらも同じく第4条の改正でございます。6月と12月それぞれ支給率が定められていたものを100分の167.5に平準化をするものでございます。

次に議案書10ページ、ごらんいただきたいと思います。

第1項附則関係でございます。第1項施行期日等でございます。第1条の規定につきましては、平成30年12月1日、第2条につきましては、平成31年4月1日からの適用とするもので、条例につきましては、公布の日からの施行となるものでございます。

第2項につきましては、内払の規定でございます。この条例改正につきましても先ほどと同じく国の人事院勧告に準じまして改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第63号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては12ページからになります。新旧対照表につきましては5ページからでございます。説明につきましては、新旧対照表をもとにご説明を申し上げます。

5ページごらんいただきたいと思います。

職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず第1条による改正といたしまして、第18条宿日直手当の関係でございますけれども、4,200円を4,400円に、6,300円を6,600円に改めまして、そのほか字句の改正を行うものでございます。

第20条につきましては、勤勉手当の規定でございます。

2項1号、次のページごらんいただきたいと思います。

100分の90を100分の95に、第2号、こちらにつきましては再任用職員の関係でございますけれども、100分の42.5を100分の47.5に改めるものでございます。

第5項につきましては、条文の明確化を図るものでございます。

次に、別表第1関係でございますけれども、まず行政給料表の改正でございます。こちらにつきましては6ページから12ページまででございます。なお、給料表の改正につきましては、若年層で1,500円から高齢層で400円の増額となるものでございます。

次に12ページごらんいただきたいと思います。

12ページ、別表第2の改正でございます。こちらにつきましては医療職給料表関係の改正でございます。こちらにつきましても若年層で1,700円から高齢層で400円の増額になるものでございます。給料表につきましては、12ページから20ページまででございます。

次に、新旧対照表21ページごらんいただきたいと思います。

第2条による改正でございます。まず第17条勤務1時間当たりの給与額の算出関係でございますけれども、1項と2項に区分し、単価の算出方法を明確化させるものでございます。第19条期末手当の規定関係でございます。第2項でございますけれども、こちらにつきましては、6月と12月それぞれ支給率が定められていたものを100分の130に平準化するものでございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

第3項につきましては、再任用職員関係でございます。再任用職員につきましては、100分の72.5にするものでございます。

次、第20条勤勉手当の関係でございます。2項第1号、こちらは一般職でございます。

100分の95を100分の92.5に改めるもの、第2号につきましては、再任用職員の関係で、100分の47.5を100分の45に改めるものでございます。

それでは議案書につきましては、21ページ、最後のページになりますけれども、21ページをごらんいただきたいと思います。

附則の関係でございます。まず第1項施行期日等でございます。第1条につきましては、公布の日からの施行、第2条につきましては、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。第2項につきましては、適用日の関係の規定でございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

第3項につきましては、内扱の規定でございます。この条例の改正でございますけれども、こちらにつきましても国の人事院勧告に準じまして改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 訴えの提起について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第64号、訴えの提起についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案23ページをお願いいたします。

議案第64号、訴えの提起について。

村営住宅の明け渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを仙台地方裁判所へ提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1の訴えの相手方につきましては記載のとおりです。

2、明け渡しを求める村営住宅につきましては、大衡村大衡字河原58番地1、河原住宅

2号棟224号。

3、家賃の滞納額、15万2,000円。

4、請求の要旨といたしましては、（1）といたしまして、相手方に対し、村営住宅の明け渡しを求める事と、（2）といたしまして、相手方に対し、滞納家賃の支払いを求める事、（3）といたしまして、相手方に対し、訴訟費用の負担を求める事、以上3点について請求するものでございます。

5、請求の原因についてですが、相手方は村営住宅条例第17条第2項の規定により、家賃の支払いをする義務を有しておりますが、村からの再三にわたる家賃支払い催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、家賃を滞納しております。また、相手方は無届けのまま、長期間にわたり村営住宅を使用しておらず、条例第25条の規定による届け出の義務に違反しております。

以上の理由から、債務不履行を原因といたしまして契約を解除し、明け渡し請求をするものでありますが、相手方の所在が不明のため、同人を被告として訴えを提起するものでございます。

6の授権事項といたしまして、村は必要に応じて次の行為をすることができるとするものでございます。

1つ目に和解をすること、2つ目に本件訴訟の不提訴をすること、3つ目に本件訴訟の取り下げをすること、4つ目に上訴またはその取り下げをすること、5つ目にその他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為をすること。以上、5点を授権事項等とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 平成30年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第65号、平成30年度大衡村一般会計予算の補正についてを

議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。それでは説明につきましては、議案第65号別紙にてご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度大衡村一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億557万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,504万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。

第3条につきましては、地方債の補正に関する規定でございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

1件目、広報おおひら印刷業務、期間が平成31年度、限度額が370万2,000円でございます。

2件目、万葉バス運行業務、期間が31年度から32年度までの2カ年間、限度額については1,730万円でございます。

3件目、地域活動支援センター管理運営業務で、期間が平成31年度、限度額が1,101万円でございます。

4件目、大衡村障害者等相談支援業務で、期間が平成31年度、限度額は675万円でございます。

5件目、大衡村障害者等基幹機能型相談支援事業で、期間が平成31年度、限度額は236万円でございます。

6件目、地域生活支援拠点整備事業で、期間が平成31年度、限度額が116万3,000円でございます。

7件目、予防接種委託でございます。期間が平成31年度で、限度額は記載のとおりでございます。

8件目、妊婦乳幼児健康診査委託で、期間が平成31年度、限度額につきましても記載の

とおりでございます。

9件目、健康診査事業委託で、期間が平成31年度、限度額については記載のとおりでございます。

10件目、がん検診推進事業委託で、期間が平成31年度、限度額は記載のとおりでございます。

11件目、大衡村生活ごみ収集運搬業務で、期間が平成31年度から35年度までの5カ年間、限度額が1億9,500万円でございます。

合計で11件でございます。

続きまして7ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、地方債の補正でございます。今回の変更といたしましては、道路橋梁整備事業債4,060万円から4,670万円に、610万円増額するものでございます。

辺地対策事業債、1億8,970万円から1億7,620万円に、1,350万円減額するものでございます。

消防整備事業債、250万円から240万円に、10万円減額するものでございます。

臨時財政対策債1億1,600万円から1億3,560万円に、1,960万円増額するものでございます。

全体で4億4,480万円から4億5,690万円に、1,210万円増額するものでございます。

続きまして、歳入歳出についてご説明申し上げます。事項別明細でご説明申し上げます。

10ページをお開き願いたいと思います。まず歳入でございます。

1款1項1目村民税の個人でございます。2,280万円の増でございます。

2項1目固定資産税5,764万円の減、3項1目軽自動車税123万円の増、これにつきましては、いずれも徴収見込みにより補正を行っているところでございます。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金243万5,000円の減、10款1項1目地方特例交付金83万4,000円で、いずれも交付額の確定によるものでございます。

11款1項1目地方交付税6,970万7,000円の増、普通交付税分でございます。

13款1項2目教育費負担金1万7,000円の減、小中学校のスポーツ振興センター保護者負担金でございます。

15款1項1目民生費国庫負担金66万5,000円の減でございます。国民健康保険基盤安定負担金の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項2目民生費国庫補助金4万2,000円の増、地域生活支援事業費補助金の増でございます。

3目衛生費国庫補助金454万2,000円の減、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金の減でございます。

5目消防費国庫補助金22万5,000円の増、社総交分でございまして、ロック屏等の除去に係る補助金でございます。

6目教育費国庫補助金4万6,000円の減、1節小学校費補助金1万4,000円の減、特別支援就学奨励費の増と理科教育設備整備費補助金の減でございます。

2節中学校費補助金3万2,000円の減、特別支援就学奨励費の減でございます。

7目特定施設防衛施設周辺整備調整交付金4,268万3,000円の増でございます。説明記載の6事業分でございます。今般2次交付分の内示がございまして、五反田運動広場整備事業、衡中北コミュニティ施設整備事業、尾西2号線改良舗装事業につきましては、実績見込みに基づく交付金の減額、ミニバン型消防車・消防ポンプ小屋整備事業につきましては充当額変更に伴う増額、大衡小学校体育館改修に係ります備品購入事業につきましては、その9条交付金から再編交付金に充当替えのための減額、あとは学校給食センター整備事業につきましては、基金として積み立てるものでございます。

8目再編関連訓練移転等交付金2,271万7,000円の増、これにつきましても内示がございまして、オスプレイ飛来に係ります交付金でございまして、説明記載4事業に充当するものでございます。

16款1項1目民生費県負担金156万1,000円の減でございまして、1節の国民健康保険基盤安定負担金62万5,000円の減、3節後期高齢者保険基盤安定負担金93万6,000円の減でございます。

3目農業費県負担金50万円の増、これにつきましては鉱害復旧の浅所陥没に係ります負担金でございます。

2項2目民生費県補助金71万円の増でございます。1節の社会福祉費補助金は、老人クラブ活動助成事業補助金、心身障害者医療費助成事業補助金の増、2節の児童福祉費補助金は、母子父子家庭医療費助成分の増でございます。

3目衛生費県補助金6万2,000円の増、自死対策強化事業分でございます。

4目農林水産業費県補助金116万7,000円の減、説明記載の3件の補助金の増減分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3項1目総務費県委託金2,000円の減、農林業センサス分でございまして、内示額の確定によるものでございます。

18款1項2目指定寄附金3,000円の増、商工部門1件分でございます。

19款2項7目21世紀田園文化創造期金繰入金4万円の増、歳出のほうでもご説明いたしましたが、林業費でのワイヤーメッシュ設置に係る報奨金に充当するものでございます。

21款4項1目雑入3,000円の減でございます。2節農業者年金業務委託料5万4,000円の減、4節雑入5万1,000円の増で、説明記載のとおりでございます。

22款1項1目土木債740万円の減、大瓜南側線改良舗装事業及び尾西中山線改良舗装事業の増減分でございます。

2目消防債10万円の減、Jアラート機器の更新工事に係るものでございます。

3目臨時財政対策債1,960万円の増、発行可能額確定によるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳出についてのご説明でございます。16ページでございます。

1款1項1目議会費2万2,000円の増でございます。人件費の補正でございます。

2款1項1目一般管理費15万円の増でございます。総務人件費で旅費の増でございまして、派遣職員1名分の帰村旅費分でございます。

3目財政管理費275万7,000円の増でございます。人件費の補正及び11節消耗品につきましては、事務用の消耗品分の増及びふるさと納税に係る返礼品分の消耗品の補正でございます。12節の役務費の通信運搬費、手数料につきましてもふるさと納税に係る経費を増額しているものでございます。

4目会見管理費19万6,000円の増でございます。人件費の補正並びに旅費及び印刷製本費の補正でございます。

5目財産管理費45万9,000円の増でございます。庁舎管理費が41万9,000円の増、普通財産管理費が4万円の増でございまして、庁舎の電気料の増額が主なものでございます。

6目企画費6,998万7,000円の増でございます。人件費の補正及びふるさと祭り終了による各経費の減、19節につきましては駒場線及び三本木大衡線の代替バス運行補助金の確定による減額補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

25節積立金9条交付金の調整によるものでございまして、学校給食センター整備に係る

基金への積み立て金を計上しているものでございます。

2項1目税務総務費131万9,000円の増、人件費及び消耗品代の増でございます。

2目賦課徴収費190万6,000円の減、13節及び14節につきましては契約額確定に伴う減額補正ということでございます。

4項1目選挙管理委員会費18万4,000円の増、条例制定直接請求署名簿審査に係る委員会開催経費等の補正でございます。

5項2目指定統計調査費2,000円の減、農林業センサス内示額確定に伴う調整でございます。

3款1項1目社会福祉総務費134万8,000円の減でございます。人件費の補正及び次のページをお開き願いたいと思います。11節の需用費につきましては、福祉バスの修繕料、28節の繰出金につきましては国保会計への繰出金の減でございます。

3目老人福祉費406万2,000円の減でございます。8節から14節につきましては、敬老会終了に伴う経費の減でございます。19節につきましては、療養給付市町村負担金の増、28節の繰出金につきましては、介護会計及び後期高齢者会計の繰出金の減ということでございます。

4目障害者福祉費408万8,000円の増でございます。主なものでございますが、20節の扶助費でございまして、補装具、日常生活用用具給付費、心身障害者医療訓練等給付費に係る経費の補正でございます。

5目福祉センター管理費2万7,000円の増、修繕料の増でございます。

2項2目児童措置費2,000円の増でございます。平成29年度児童手当にかかる返還金でございます。

3目母子福祉費40万円の増、母子父子家庭医療費の増でございます。

5目児童保育費829万8,000円の増でございます。人件費の補正及び13節は地域型保育施設委託料の増、次のページをお開き願いたいと思います。19節の負担金、補助につきましては、障害児保育事業の増及び認定保育園運営費補助の減、23節の償還金につきましては、平成29年の子ども子育て事業に係る国県補助金の返還金でございます。

4款1項1目保健衛生総務費6万5,000円の増でございます。人件費の補正でございます。

2目母子保健費29万7,000円の増、消耗品及び20節の扶助費は未熟児養育医療費、里帰り妊婦健康診査の分の増でございます。

3目予防費32万7,000円の増でございます。13節健康増進事業及び狂犬病事業終了による減額補正でございます。20節の扶助費につきましては、風疹抗体検査及び予防接種に係る扶助費の増でございます。

4目環境衛生費2万1,000円の増、人件費の補正でございます。

2項2目塵芥処理費383万8,000円の減、汚染牧草焼却運搬業務委託終了に伴う減額補正でございます。

3項1目上水道施設費189万2,000円の減でございます。19節で水道高料金対策に係る補助金の減でございます。

5款1項1目農業委員会費、農業者年金委託料の財源の入れかえでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目農業総務費4,000円の増、人件費及び報償費の補正でございます。

3目農業振興費70万5,000円の増、ふるさと祭り終了に伴う減額補正、19節の負担金補助につきましては、説明記載の補助金の増減でございます。

4目畜産振興費12万円の減、汚染牧草保管地に係る経費の減額補正でございます。

5目農地費263万3,000円の減、人件費につきましては、西沢用排水路の整備事業にかかる部分でございます。7節及び14節につきましては、農業用施設維持管理に係る経費、15節につきましては、大鮒用排水路整備事業に係る経費の減額補正でございます。

2項1目林業振興費2万円の増、8節の報償費につきましては、ワイヤーメッシュに設置に係る地区への報奨金の補正、13節及び18節につきましてはシステム導入に係る経費を委託料から備品購入費に振りかえたものでございます。19節につきましては、全国森林環境税創設促進連盟負担金の減額でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

6款1項1目商工総務費37万8,000円の減でございます。人件費の補正と万葉祭り終了による補正でございます。

2目商工振興費、財源の入れかえでございます。

7款1項1目土木総務費381万2,000円の減、人件費の補正及び臨時職員の社会保険料及び賃金の改減でございます。

2項1目道路維持費2,071万7,000円の増でございます。7節、14節、16節につきましては、道路維持に係る労務賃金、重機借り上げ料、原材料の増でございます。11節の需用費につきましては、街路灯にかかる電気料の増、13節は除雪融雪に係ります委託料の増でござ

ざいます。18節備品購入費につきましては、新たに道路パトロール車の購入経費でございまして、これにつきましては防衛の再編交付金を充当するものでございます。

2目道路新設改良費2,873万円の減、記載の4事業分の増減でございます。人件費の補正につきましては、大瓜南側線でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

13節につきましては、尾西2号線、尾西中山線の設計業務委託の減、15節の工事請負費につきましては、奥田大森線、尾西中山線に係る工事請負費の減でございます。22節につきましては、尾西中山線に係ります物件移転補償及び電柱等の移転経費でございます。

4項2目公園費119万6,000円の減でございます。11節につきましては電気料の増、13節は五反田運動広場整備事業に係る設計の請差の減額でございます。16節の原材料はパークゴルフ場のスタート台の増額補正でございます。18節備品購入費につきましては、パークゴルフ場交流館の冷凍冷蔵庫の購入経費でございます。

5項1目住宅管理費1,150万3,000円の増でございます。主なものにつきましては、人件費の補正、11節の修繕料でございますが、公営住宅退去に伴う修繕や風呂釜修繕に伴う補正でございます。13節の委託料につきましては、河原住宅改修に伴う実施設計費でございます。

2目定住促進住宅管理費207万1,000円の増でございます。11節電気料及び修繕料でございますが、これにつきましても定住促進住宅退去に伴う修繕や風呂釜修繕に伴う補正でございます。8節の備品購入費につきましては、消火器9本分の購入経費でございます。

8款1項2目非常備消防費、財源の入れかえでございます。

3目消防施設費3万円の減、1節報酬の減、12節はポンプ自動車取得に伴う自動車損害保険料、18節につきましてはJアラート受信機の更新事業終了に伴う減額補正でございます。

4目災害対策費55万円の増、ブロック塀除去に係る補助金でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

9款1項2目事務局費182万5,000円の減でございます。1節報酬につきましては、説明記載の増減でございます。11節につきましては修繕料の増、13節委託料は子ども園の通園運行バス委託料の減、18節につきましては備品購入費の減、19節は人材育成事業完了に伴う減でございます。

2項1目小学校費の学校管理費でございます。567万5,000円の減、人件費の補正並びに

小学校体育館改修に係る13節の委託料と15節の工事請負費の減が主なものでございます。なお11節の需用費の増につきましては、水道料と修繕料の増でございます。19節は日本スポーツ振興センター負担金の減額補正でございます。

2目教育振興費1,580万6,000円の増、13節委託料はスクールバス運行バス委託料の減、18節はパソコン教室のパソコン購入経費でございまして、これにつきましても防衛の再編交付金充当事業でございます。20節につきましては扶助費で説明記載分の扶助費の増でございます。。

3項1目中学校費の学校管理費でございます。692万9,000円の増、14節は中学校前のマツの枝の伐採に係る重機借り上げ料の増、15節につきましては、中学校講堂のトイレの改修工事の補正でございます。19節は日本スポーツ振興センター負担金の減額補正でございます。

2目教育振興費につきましては財源の入れかえでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

4項1目社会教育総務費9万2,000円の減でございます。人件費の補正及び8節から14節につきましては各種事業に伴う減額補正、18節の備品購入費につきましては、大衡城青少年交流館の乾燥機の購入経費でございます。23節につきましては、文化財処理県営交付金の返還金でございます。

2目公民館費3万8,000円の減、人件費の補正及びふるさと祭り終了に伴う経費の減額補正でございます。

3項コミュニティ推進費420万円の減、13節の委託料につきましては衡中北のコミュニティ施設整備事業実施設計に係る請差分を減額補正しているところでございます。

4目平林会館管理費390万円の増、電気料の増及び18節の備品購入費につきましては、平林会館大集会室の机、椅子の購入経費でございます。これにつきましても防衛の再編交付金充当事業ということでございます。

5項2目体育施設管理費20万円の増、電気料及び修繕料の増でございます。

3目学校給食センター管理費5,000円の増、人件費の補正でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

10款1項1目農林施設災害復旧費99万9,000円の増、これにつきましても歳入でご説明申し上げましたが、鉱害復旧に係ります浅所陥没復旧工事2カ所分の補正でございます。

11款1項1目公債費、元金19万4,000円の増でございます。

12款 1 項 1 目 土地取得費1,513万3,000円の増でございます。これにつきましては役場前の内藤さんの居宅というか、土地の購入経費でございます。

13款 1 項 予備費 1 万7,000円の増でございます。これにつきましては、調整によるものでございます。

なお、36ページから給与費明細をつけておりますが、これについては12月補正分まで全て反映させて今現在の給与費明細でございます。

一般会計については以上でございます。よろしくご審議をお願いいたしたいと思います。
議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 31ページ、学校管理費の中の15節工事請負費、中学校の講堂のトイレの改修という説明ございましたけれども、どのような改修工事になるのか、もしかかっている範囲で構いませんので、お答え願いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。

中学校の講堂のトイレの改修につきましては、現在和式のものを洋式に、それから床につきましてもウエットタイプのものをドライタイプのものに、内装それから手洗いカウンターの入れかえなどを考えております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 講堂は敬老会等でも使用するということもありまして、高齢者の方からちょっとトイレが不便だと、使いにくいくらい。そこで転ばれた方もいまして、けがしたという事例もありますので、できることであればこの際ですからできるだけ車椅子でも使用できるようなもの、そういうものは考えているのかどうか。そしてまたウエットからドライになるということですね。ということは滑りにくいというふうに理解するんですけども、バリアフリー化を目指したそういうものをつくっていただければいいのかなと思うんですけども、その辺の返答を求めます。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。

中学校の講堂につきましては、議員仰せのとおり村の各行事でも使用しておりますことから、今年度早急な改修をということで今回上げさせていただきました。敬老会のことについては承知しておりますので、一般の方にも使いやすいというところでよい改修ができるべと考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） まず農業振興費の農林水産業の補助金についてもう少し詳しく説明願いたいのと、消防費の消防施設ですね、消防ポンプ小屋の整備事業についての詳細、それから土地取得に関してもう一度ご説明願います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それでは農業振興費の19節負担金及び補助金、これの補助金の内容ということでございますので、まず農業用ビニールパイプハウスの設置事業補助金に関しては、今回22万6,000円ということで補正をさせていただいてございます。現在実績としては2件分ですね、既に52万円前後の支払いをしてございまして、あと1棟そういったご要望があるということで予算確保、30万円の限度はありますのでその確保のための増額補正でございます。

続きまして環境整備支援事業補助金、こちらにつきましては当初450万、それも補正で1回450万で合計900万の予算措置をしているところでございますが、この補正予算を編成する際の現在高として、補助残額が150万ほどになってございましたので、今後3月の春作業に向けたそういった整備の予算確保ということで200万ほど今回補正をさせていただきたいということで計上したものでございます。

また、宮城県の環境保全型農業直接支援対策事業補助金、こちらについては140万ほど減額という形になっていますが、こちらにつきましては国のはうから補助金が県に流れまして、県から村に来て村から耕作者へお支払いするというそういった制度でございますけれども、内容につきましては稲作への郷の有機の散布についての補助金というのが、補助金の出口ベースで2,200円、一反歩当たりという形になります。それを当初で見込んでいた面積がちょっと大きかったんですが、実際対象になるのがギャップの取り組みを行うというようなことが要件となってございまして、そういうものに取り組む方の面積が約15ヘクタールということになったものですから、その人たちに合わせた金額の調整ということで減額ということでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 消防ポンプ小屋の工事の概要ですけれども、まず新設するポンプ小屋といたしましては、木造平屋建てで22.7平方メートル、平面ベースで言いますと4.5メートルと奥行きが5メートルの建物になっております。あと関連しまして、こちら

の工事につきましては契約額が756万円となっております。

あと付随しまして附帯工事といたしまして、周辺のアスファルト舗装とあとホースの管
鎗等の部材等の交換も予定しております、契約額が189万円となっております。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）土地取得の関係でございます。まず今あそこは空き家になってい
るという部分でございまして、お母様がお亡くなりになられてあそこは空き家になったん
でございますけれども、その亡くなったときに大衡村に土地を譲渡したいというか、譲り
渡したいと。いろいろな民間からのお話もあったということでございますけれども、役場
のほうに譲渡したいという旨の相談があって、交渉を進めてきて今般内諾という形を
得たものでございます。

周辺は役場を含め公共施設等が集約されているところでございまして、この部分で先方
のほうで更地にしていただいて、役場でやるのではなくて先方のほうで更地にしていただ
いた上でいわゆる雑種地としてそれを購入したいということでございますので、村の買
取り価格という部分で予算の計上をしているものでございます。

議長（細川運一君）佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）農業振興費に関してはそういった措置をとっていただいてよろしかった
なと思うんですけども、せっかくこの部分を聞きましたので、アスパラですね。アスパ
ラ関係でのそのハウスなり振興費なりの実績というんですかね、そういったところに補助
をしている部分というのはあるものなのかなどうなのか。

それからポンプ小屋ですけれども、この間の秋の防火査察ですか、そのときには奥田の
ほうの現地を見たんですが、分館の敷地ではなくて現状あった場所というところでの設置
ということできちんと伺ったんですけども、再度その経緯というんですか。なぜ、ちよ
っとあそこ不便ではないかなと思うんですけども、そこに至っている経緯ですね、その
辺もう一度ご説明いただければと思います。

それから土地を取得して更地にしていただいて購入というご説明でしたけれども、仮に
現状で購入して更地にした場合、負担は大きかったのかなというところで、その辺試算し
ていればご説明願いたいと思います。

議長（細川運一君）産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君）アスパラ関係のご質問ということですが、手元にちょっと資料は
持ってきておらないんですが、平成30年度の当初においてアスパラのパイロット事業とい

う形で3反歩ほど新規で転作田に植栽、植えていただきまして、そういったものについて村のほうからその資材費について助成を行っていると。今まさに行っている途中ということでございますので、そういった支援が1つございます。

また、アスパラを育てる際に肥料をたくさん使うものですから、そういった肥料、堆肥ですね。堆肥についての助成ということを村とJAでタイアップしながら助成をしているということでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　場所の経緯でございますが、当初新設する候補地といたしまして、奥田の集会所の近辺の部分も候補地として上がったんですが、あの場所につきましては、防衛の交付金事業で公園整備をしたという形の土地の財産上の問題がございまして、結果的にいろいろと検討協議した結果、現在の場所での建てかえになったという経緯でございます。

議長（細川運一君）　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　あそこの部分について当初から先方のほうで更地にしてから買取るよという話で進んでおりまして、こちらのほうで解体とかそういったものを想定して進んでいたものではございません。ただあとそのほかについて何か建てるものはあるのかという部分がありますけれども、今現状についてはその箱物とかそういったものを建てるつもりはございませんので、お祭りとかそういった部分の駐車場敷地になるのではなかろうかなと思っていますところでございます。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分　休憩

午前11時15分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

石川　敏君。

1番（石川　敏君）　まず歳入のほうからお聞きしたいと思います。10ページですけれども、まず今回の補正で村税増減あります。住民税が個人で2,280万の追加、それから固定資産税、5,764万の減額、さらにその次の国有提供施設の市町村助成交付金、これも減額の243万5,000円ということで、いずれも見込みあるいは確定というような説明だったんですけれ

ども、どういう内容でこのような金額になったものか、お尋ねしたいと思います。

それから同じく歳入で12ページ、国庫補助金の中の特定防衛施設調整交付金、今回二次交付で確定で4,268万3,000円、それから新たに再編訓練の交付金が2,271万7,000円内示があつたということで、それぞれの事業に割り振りされております。それで調整交付金の上のはうですね、二次交付分で新たに今回学校給食センターの整備のための基金積立を新たに7,258万4,000円を歳出で予算計上しておりますけれども、給食センターについては全額そのキュウジョウ交付金を見込んでいるものか、あるいはそうでないとすればどのぐらいの額を基金で充当する予定なのか、何年間積み立てる予定でいるものか、その辺の見通し、見込みをお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 住民税でございますが、当初予算で昨年よりも微増で予算は組みました。ところがやっぱり住民税のほうも特別徴収がふえておりまして、最終的には2,200万の増になっております。それから固定資産税ですが、こちらも評価がえの年でもありました。土地については微増です。家屋についても微増です。償却資産も少し伸びるのかなということで当初予算を組んでおりましたが、設備投資が余りなかったのと、減価があったということでこのようないくつかの減額になるものでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず10ページの9款の国有提供施設等の助成交付金、これにつきましては、いわゆる基地交付金と言われるものでございまして、これは県からの額の内示というか、その部分での確定によるものでございまして、当初見込んでいた部分より240万ほど少なく内示がされたというところでございます。

あと12ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金で10月末に交付の二次交付分の内示がございまして、その部分で今般いろいろな関係各課とも一応打ち合わせ等も行いまして、学校給食センターについてが議員の皆さんご存じのとおり老朽化が激しいということで、例えば単年度の予算で建設できるものでもない、額的なものはちょっとまだわかりませんけれども、当然6億、7億部分の工事費がかかるものだろうということでございまして、今現在のちょっと予定でございますけれども、平成34年度に設計をかけて35年度に工事をすると。そして満額これためるのかという部分でございますけれども、昨今の分とかそういう部分のいろいろな変動分もありますので、満額はちょっとた

めることはできないだろうと。その裏の分についてはちょっと起債を充当かけたいなとは思っておりますが、できる限りこの調整交付金の積み立てを行いたいと考えているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 村税のほうについては村民税、人口増もあるのかなという思いもしますけれどもね。やっぱり課税の対象になった人が多くなったと。それから固定資産税のほうは土地家屋はそんなに変わらなくて、償却資産のほうの見込みがかなり低くなつたということなんでしょうけれども、やっぱりこの辺は企業のそういう設備投資関係が当初見込んだとおりにならなかつたというのが大きいんでしょうか。ある程度大きな企業なんでしょうかね。具体的なあればいいですけれども、その辺もう少しあとお尋ねしたいと思います。

あと国有所在のこの交付金、確定して基地関係のということですけれども、それはこれ固定資産税相当の多分評価での交付金だと思うんですけれども、そうすると評価の部分が基準的に下がつたということの解釈なんでしょうか。どうなんでしょうか。そういう説明まであるのかどうかわかりませんけれども。

あと調整交付金については今課長のほうから説明をいただきましたので、理解したわけですけれども、中で給食センターについては調整交付金を充当するということと、基金条例ございますね、村の。それで施行規則で充当事業、規定されていますので、その辺の当然改正をしているのか、あるいはこれからかなと思うんですけれども、その辺の見通しをお尋ねしたいと思います。

あと移転関連の交付金の充当、4件の2,200何十万なんですけれども、これについては新たないずれも事業のようですけれども、村の総合計画の実施計画には当然載っていない事業ですよね。ですのでそういう部分から見ると急いで充当して実施するという意味合いもわかりますけれども、実施計画そのもののあり方というのがどうなのかなと。基本的にはそれにきちんと計画立てて事業年度、あと予算の配分も立てると思うんですけれども、次年度以降のかどうかわかりませんけれども、やっぱりそういうことも考慮した事業選定が必要あるのではないかと思うんですけれどもどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 住民税につきましては、働く方、確かにふえていると思います。所得についても上がっているのが要因と思われます。それから固定資産税ですが、先ほども申しましたように、償却資産が一番左右されまして、前年度は伸びましたのでことしも伸び

るという判断のもとで予算を組んだんですけれども、それなりに伸びなかつたということ
で5,000万ほどの減額になるものでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）まず国有提供施設と所在市町村の助成交付金、これについてはい
わゆる演習場の部分の固定資産相当分ということで議員おっしゃるとおりでございますけ
れども、その部分の評価が下がったかどうかという部分については、そういうことでは
ないんだろうなとは思っております。ただ額的に年々ちょっとずつは減ってきてているよう
な部分でございますので、この部分についてはその評価の部分が下がったとか、そういう
いったものではないと考えているところでございます。

あと再編交付金の部分、確かに議員おっしゃるとおり実施計画に乗せてそれをローリン
グをかけてやらなくてはいけない部分はもっともなお話だと思います。ただ今般いわゆる
オスプレイの交付金ということで、額がどのぐらい来るかもわからなかつたということも
ございます。あとこの交付金ですね、10月末、11月頭に来てこれから交付申請、交付決定
を経て事業をやらなくてはいけないという部分もございまして、額がわからない上にちょ
っとこの部分で充当事業を探さなくてはいけないということもございまして、額的に今般
ある程度この額、オスプレイが来ればこの額は来るというのが見通しがつきましたので、
次年度以降というかオスプレイが来たときについてはこの額である程度実施計画には乗せ
ることはできるのかなとは思っておりますが、今般についてはなかなかちょっと難しかつ
たということでのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君）石川敏君。

1番（石川敏君）村税については固定資産税が一番大きいウエイトで金額ですので、ここず
っと近年は上昇してきたわけですけれども、ある程度頭打ちの部分もあるのかなという感
じもしますけれどもね、どうなんですか。今の企業関係のその設備投資とかがふえてくれ
ば当然あれですけれども、やはりその辺の税収見込みの金額を積算するに当たってやっぱり
余りにもこんな五千何百万も減額になるような見込みではよくないと思いますので、や
っぱりその辺の予算の積算をきちんととするべきではないのかなと、次年度以降に関しては
思うわけです。

あと防衛の関係の充当事業についても、オスプレイの飛来するかどうかによってその交
付金が来るかどうか不明だという部分があると思いますけれども、これも充当する事業に

については基本的にやっぱり実施計画そのものをきちんとそういったものに挙げて計画して取り組むべきではないのかなと思うんですね。今回のこの事業に限らず、今年度においては途中で補正した道路とか用排水路、それもちょっと私も確認してみたんですけども、実施年度が繰り上がっているものもあるようです。31年度計画だったんだけれども、30年度に予算計上したというのもありますので、あれば何のための実施計画なんだということになりますので、その辺来年度ローリングすることになると思いますけれども、きちんと精査をすべきではないのかなと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 固定資産税の償却資産ですが、去年は大きな会社の投資があったため特に去年は多かったんです。ですのでその辺も考慮しながら今後積算していくたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 石川議員おっしゃるとおりでございます。ただ先ほども答弁いたしましたが、今般については額もちょっと定かでなかった、いわゆる再編交付金の部分で額がどのぐらい来るかもわからなかつたということもございまして、充当事業についても年度内、いわゆる30年度内に終了しなくてはいけないという限定もございまして、実施計画に乗せられなかつたということもありますので、来年度以降オスプレイの飛来があつて再編交付金が来るとわかつた場合については、当然実施計画に乗せる部分で考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいまの再編関連の訓練移転の交付金ですが、今課長が答弁したとおりでございます。元来、本来であればそういう計画にのつった事業をやればいいということは今議員のおっしゃったそのことに尽きるわけではございますけれども、それは建前論では確かにそのとおりでございます。しかしこれが10月、11月に交付決定されるということでありまして、2,200万でありますから、いろいろ使い道は考えました。当初はやはり講堂のトイレやらあるいは体育館のトイレですね、あの大衡中学校。これに充当してはどうかということを真剣に考えました。しかしそれができないから困るんですね。その年度内に完了させなければならない。そしてその繰越ありきで計画をしてはならないということでありますから、どうしようもないんですね。使わなければどうするんだと返さなければならないということでありますから、苦肉の策といいますか、そういったと

ころもぜひ議員の皆様方にもご理解をいただければなど、こんなふうに思っているところ
でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 第2表ですね。債務負担行為補正について伺います。大衡村生活ごみ収集
運搬等業務、平成31年度から平成35年度までと補正が行われますが、まず第1点はこの増
額に関連するかしないかはわかりませんが、運転手、それから作業員の基本単価をお伺い
します。この件につきまして、委託業務を受けております万葉まちづくりセンターとの契
約見ても、他の、失礼しました、修正します。他の委託業務の基本単価、同じく作業員と
運転手も単価の現状ですね、まずお聞きしたいと思います。

それから第2点、大和町、大郷町の作業員、ごみ収集運搬等業務についてですね、担当
課長は情報を開示できないと。他の収集の状況、契約の状況をお聞きしたところ、これは
開示できないと、そういう取り決めになっているということですが、事実かどうかを確認
したいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） お答えいたします。

まず1問目であります運転手、それから作業員の単価につきましては、大衡村では県の
労務単価を用いて積算しております。現状の現在委託しております業者につきましての
委託業務の基本単価につきましては、単価そのものはちょっと確認しておりませんでして、
賃金としての決算額でのみしか把握しておりません。申しわけございません。大和、大郷
の積算根拠につきましては、今回積算に当たっての情報の一部として参考までにというこ
とで担当のほうからいただきましたので、外部への公表は控えていただきたいという
申し出がありましたので、こちらのほうの公表は控えさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 労務単価の現状、はっきりした数字答えられないと。それから大和、大郷
のほうもいわゆる業務に対する情報を公表しないでほしいという要望があったので公表で
きないということですが、これは真実ですね。公表しないでくださいという要望があつた
ということですが、誰からいつの何月何日そういう要請があつたのかお聞きします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 日にちのほうはちょっと明確には覚えてございませんが、11月

下旬に照会をいたしまして、情報としていただいてございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「担当者氏名」「まだありますけれども」の声あり）

住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 大和町、大郷町ともに担当課長よりいただいてございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） これは全て他の町も情報公開条例では全て住民に公表すべき事項となつてゐるはずです。それが公表できないと。大衡、大和、大郷のこの取り決めですか、これは情報公開条例、国の情報公開法にも違反するのではないか、そのように考えます。

それで先ほど言いましたまちづくりセンターの作業員の基本単価ですか、まちづくりですね。委託業務の中で基本的な除草業務とかそれから運転等ありますね、ごみの搬出。それらの基本単価は確認していると思うんですが、即答できないのであれば後でもいいですけれども、どのようになっていますか。現状は。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 除草作業になろうかと思いますけれども、ちょっと今現在把握でいる資料を持ち合わせてございませんので、後ほどお答え申し上げたいと思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 何点かお尋ねをいたします。まず16ページですか、総務管理費の需用費のふるさと返礼品についての詳細を1点お尋ねしたい。

それから若干重複しますが、先ほど給食センターの建設等の方向性も34年設計、35年建築ということでありますが、今チルド方式というような新しい給食センターの背景がある中、どういったものの構造的なものを望まれているのやら、あるいはその用地とするものをどのように考えているのか、若干その辺方向性がありましたらお示しをいただきたい。

それから23ページですが、いろいろ話題になりました汚染牧草の処理であります。が、完結したという、終了という報告がありました。この一連の流れ、終始住民の方等からも不安視される声も寄せられたということで、一般質問あるいは委員会等でもこれは論議されたわけですが、この件についても復命という形で報告内容がいただければと思います。

それから25ページですが、再三この大衡に限らずこの界隈、イノシシの出没でワイヤーメッシュの設置ということで、ここ最近ですと大瓜上行政区でこの間1日だけということで、なかなかその作業員の用意ができないということと、そのワイヤーメッシュの支給さ

れる時期が不明確というか、目安ということでご案内されているんですが、今回の予算に補正にかけて今後の流れなり現時点での情報がありましたら、紹介をしていただきたいと思います。

それから27ページですか、道路維持ということで除雪委託ということで、先般私も業者をワンシーズン保障すべきだということで一般質問で取り上げ、執行側のほうでもそうだなということで重機の借り上げの補填をいただいたということで企業の方からもあのような声がすぐ届いたんだなということですごい喜びの声が聞こえていますが、ときわ台南、あるいは民間のアパート、そういうような部分にもあわせて交通の道路沿いに路駐ですか、こういったものがあることで除雪がすごくやりにくいということがあります。こういった部分にあわせて除雪の委託の内容がこれまでどおりなのか、あるいは業者に対して呼びかけなりあるいは金額に合わせた部分で何か情報がありましたらご紹介をいただきたいと思います。

最後に29ページですか、全国でも話題になりましたブロック塀の倒壊ですか、このブロック塀の大衝でも何ヵ所か見られたということで、早速取り組むようですが、その詳細をご紹介をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは私のほうから財政管理費のふるさと納税の関係でございますが、まず当初予算の部分については250件の件数を見込んでおりました。そして昨年度の実績等も勘案して今回400件分、当初分と合わせて400件分、プラスアルファ150件分の部分で予算を計上しているものでございます。ですので、需用費ということでおおよそ140、50万でちょっと返礼品の分は考えているところでございまして、それ以外の役務費、通信運搬料、手数料もそれ相応分の部分でプラスアルファ分でみているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 給食センターについて、教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） では給食センターについて、現在考えている範囲でお答えしたいと思います。

議会でも何度かご質問いただきましたとおり、現在の給食センターにつきましては、建築後40年近くたっておりまして、ウエット方式の床でございます。まずその点につきましてドライ方式にしなければいけないということで考えております。

食数につきましては、1,000食程度ということで2社の業者さんから見積もりを参考に

いただいたところでございますが、2階建てですと8億ぐらい、それから1階建てですと5億ぐらいかかるという現在のお話でしたので、先を見込みますともう少し建築費のほうでかかるのかなという考え方もあります。なお改修でなくて建築になりますので、その辺全て新しくなるというと、なかなか金額的に難しいところもございまして、今回積み立てをお願いしたところでございます。

場所につきましては、幾つか考えているところがございますので、今後諸条件を考え合わせながら決めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 汚染牧草の処理の関係でございますけれども、そのすき込み作業にかかる契約については7月に行ってございまして、実質的には8月のお盆明けからということで作業が始まってございます。

その内容といたしましては、まず準備工ということでその周辺の敷天板であるとか機会の搬入であるとか、そういったところから始まりますけれども、実際の破碎については8月22日からロールの破碎作業にかかってございます。それをその場で破碎をいたしまして、牧草地のほうに散布を行いまして、その後に転圧がえのプラウ工を行ってございます。その後にハローで設置いたしまして、そこに播種、種をまくと。そのときにその前に施肥する方と、その後に施肥する方がいらっしゃるんですけども、そういった形で播種をして、その後に最終的に転圧をかけてその作業が終わるという形になってございます。その一連の作業として、現場の作業ですね、そういったものは11月6日までに全牧草の農地へのすき込みが完了したというものでございます。

あとワイヤーメッシュの関係でございますけれども、ワイヤーメッシュのメッシュそのものの購入につきましては村の協議会のほうで購入するものでございまして、そちらについては既に発注をしてございます。全国的にそのメッシュの需要が多くなってございまして、なかなか1回にこちらの希望で納めるというのが難しい状況というのもちょっとお聞きしてございまして、今年中、12月の中旬に一旦内品という形で納品をしていただいて、あとは年明け1月の中ごろという今のところお話ですけれども、そこでうちのほうでの発注した数量を納入していただくという形になってございます。その辺の納入日とほかの場所といいますか、荷下ろしの場所ですね、そういったものにつきましては大瓜上の区長さんと大瓜下の区長さんとそれぞれご相談をさせていただきまして、どちらの場所にいつ納

品するということで調整をしているところでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　まず除雪の関係ですけれども、議員ご指摘のとおり迷惑駐車等で除雪の支障になっているというところがございまして、まず広報誌でそういう迷惑駐車対策ということで、注意喚起をさせていただいております。また今後随時になりますけれども、無線放送等でそういう迷惑駐車対策を呼びかけていきたいと考えております。

また現在建築が進んでおりますときわ台南等につきましては、住民の方以外、今建築業者の問題等々もありますので、その辺パトロール等を通じて現場を確認しながら直接呼びかけ等々必要かなと考えております。そのような中でスムーズな除雪作業、事故防止のほうを諂っていきたいと考えております。

あとブロック塀の関係ですけれども、こちらは大阪の地震の影響を受けまして、村のほうでも7月に村内全域ですね、調査しております、確認した塀が146カ所ございました。うち危険と判断した箇所が18カ所ほどございまして、このような状況を受けまして、今般除去事業に関する補助事業を創設するという形になりました。補助の内容につきましては、まず除去事業といたしまして、ブロック塀1平方メートル当たり4,000円の単価で限度額を15万円としております。またその撤去した場所につきまして、生け垣ですかフェンスとかを新たに設置する事業についても助成を設けまして、こちらは上限が10万円かつ補助率が3分の1という事業として創設したいと考えております。

議長（細川運一君）　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　多岐にわたりまして大変申しわけありません。毎回欲張りと言われるんですね。

まずふるさと納税の件ですが、いかんせん競争の原理が地域間の産物でいろいろ競争が激化するということと、あと見合う内容以上のものが国から注意を受けるようなるもあるように報道されています。改めて大衡の商品はどのようなものが返礼品として出ているのか、あるいはそういう返礼品が喜ばれているのかというような感覚をお尋ねをいたしたいと思います。

それから給食センターですが、建築場所であります。昨日も力説をさせていただきましたが、やっぱりこの給食センター、しっかり常任委員会のほうでは中学校界隈というような意見も出たよというのをちらっと聞いておりましたが、やはり衛生的なものなり

使い勝手のいいもの、そしてランニングコストということで、1,000食ともいう数ではありますけれども、やはり輸送というんですかね、納めるその手法、ランニングコスト的なものもちょっと検討しながら場所を確定というか算定していただきたいと思います。

それからイノシシ対策のメッシュであります、何か聞くところによりますと、今回納められるメッシュは返しのないメッシュ、フラットメッシュということで、吉田地区でこの間見てきました。またあと宮床の方にも聞いたんですが、溶接部分が非常に弱いということで、要は何か設置をしてからイノシシに体当たりされて溶接が剥がれたとか、強度的に何か問題があるよう聞いておりましたので、ぜひその納品する場合、需要が多くなってきたから多分つくりも単純になってきたのかなと私は解釈しているんですが、高さが足りないんですね。あのメッシュの高さでもイノシシは飛び跳ねる。あるいは乗り越えるというような理屈になっているものですから、そういった国のほうから支給されるものかと思いますが、その辺の十分チェックをしていただきたい。そしてあとこれもお願いではあるんですが、作業に従事する方々の労務費ですね、いかんせん前回は別な出どころから何とかくしくも配慮していただいたということありますけれども、その労務費もなかなか山の中を下刈りしてから設置ということで、非常にその設置する側にとっては下準備というような部分に非常に労働時間がかかります。こういった部分にもできれば行政側のほうで何らかの処置を対応していただきたいと考えておりますので、あわせてお願いします。

それから除雪ですが、除雪は十分大衡は恵まれすぎているということで、隣大崎、あるいは大和の方々から言わせると大衡でそんなに予算あるのというくらい担当課の方に聞いても除雪費のほうには随分費用がかけられていると。けさもあのくらいの雪で本当に除雪するのかなと思ったんですけども、私もちょっとしてきましたけれども、やはり雪の質とかそういうもので必要な状態だとけさの場合は判断されたと思いますけれども、今後その辺のパトロールですね、そういったものに対しても十分対応していただきたいと思います。

またあとブロック塀であります、本当に当たり前のように自分の家の周りを囲っていた部分が危険箇所と18カ所ですか、指定されてそれを撤去しろというような命令が出るとなると、全額補助でもない、あるいは一部補助ということで、せめてその撤去したコンクリート製のものの破碎をリサイクルするなり、何らかの次のものに使えるような工夫をするのも指導の一つではないのかなと思いますので、その辺ご意見がありましたらお尋ねします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） ふるさと納税の部分につきましては、返礼品の割合が30%、3割

以下という部分で、国のはうから指導なされている自治体もございますが、大衡村についてはその3割以内ということで遵守してございますので、その分の指導はなかったということでございます。

あとその返礼品の関係ですかね、について今現在ちょっとデータありませんけれども、喜ばれているものでやっぱりお米、お酒等々になるのかなとは思っているところでございます。

あと29年度の場合は7月からいわゆるポータルサイトでの受け付けを始めておりました部分がございますので、ちょっと年度途中からという形になっておりました。30年度については当然4月からということで、件数的にはほぼ横ばいでいっているのかなと、去年と同等ぐらいでいっているのかなと思っているところでございます。なお12月、この時期、一番多分駆け込みというわけではないんですけども、いわゆる寄附の額が多くなる時期でございますので、今現在10月までの統計しかとっておりませんので、額ですかね、いわゆる部分でしかありませんので、その部分を見ると結構なほどほほ昨年と同じような状況になっているのかなという状況でございます。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。

給食センターの場所につきましては、お話のとおり配達という部分がかかってまいりますので、その点も十分勘案しながら精査して検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（斎藤 浩君） ワイヤーメッシュの関係につきましては、今年度は議員おっしゃるとおり返しのない、しのび返しのないタイプという形でござります。こちらにつきましては、去年設置したのは返しありですけれども、やはり全国的にいろいろなところで今つけていますけれども、その中でやはり返しても、返すことによって逆に高さが低くなっていますので、そういったことよりもやはり高さをとっておいたほうがいいというのが今の流れといいますか、そういったことになっているようでございまして、そういった高さの確保も含めて返しのないタイプということでございます。

あと溶接の強度の関係が出ましたけれども、それについてはメーカーの製品の品質の問題ということがございますので、そういったものについては納品時であるとか、その後の

状況等についてその辺を確認をさせていただくということになろうかなと思います。

また設置の関係について、その労務ということでございますけれども、補助金、交付金の関係上、そちらについて公的なお金を支出するというのができない制度になってございます。ですので苦肉の策と言うのも変ですけれども、村のほうからその奨励金という形をとらせていただいて、そこの地区だけを守るのではなくて大衡全体を守っていただるために、その地区でやっていただいているという意味合いで奨励金という形でさせていただいてございますので、その中でどういった形で使うかはその地域にお任せしてございますので、中での今後検討していただければありがたいなと思います。

なお、設置についてはそうなんですが、管理ですね、その後の除草関係、そういったものについては、保全会のほうの補助対象事業という形になりますので、その辺の管理についてはそちらのほうの保全会の活動の中で取り組んでいただくようにしていただければなと思ってございます。

以上でございます。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　まず除雪の関係ですが、けさの雪などは議員ご指摘のとおり非常に出動するしない部分のところが悩ましいような状況でございました。本日も除雪をした路線としない路線という形でパトロールの結果でいろいろ判断させていただいた部分もございますが、ご指摘のとおり経費がかかるものでございますので、交通安全上の問題とその辺経費的な問題と、いろいろ考慮しながらパトロールを通じて適切な作業に努めたいと考えております。

またあとブロック塀の関係ですけれども、こちら強制的なものという、18カ所ということを申し上げましたが、強制的なものというものではないんですが、一方でその個人の財産で第三者の方に被害を与えてしまう恐れがあるということで、そういう該当の方には注意喚起の目的も大きい部分になるのかなと考えております。

またご提案ありましたとおり、その事業を進める中でできるだけ個人の方の負担が出ないような方法についてもいろいろ今後調査、情報収集しながらいい形で事業が推進できればいいなという形で努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君）　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　まず返礼品でありますが、非常にこれはチャンスなんですよね。大衡村のPRには。特に万葉美人、甘酒、そしてまた地場産品のブルーベリーを取り込んだ甘酒と

いうことで、非常に仙台市内のデパートでも好評でもありますし、いろいろな問い合わせもあると聞いております。こういう機会をぜひ逃さないで、この返礼品のほうにうまくぶつけていただきたいと思います。

また除雪関係ですが、ぜひその辺のパトロールに職員の方々早朝からパトロールしている姿を見ています。大変ご苦労ではあるんですが、やはり天気予報などという今予報の技術もすごく高くなっていますので、その辺の呼びかけなり無線放送なり、そういうしたものを使うのも一つの手かなと思いますので、ひとつガイダンスをしていただきたいと思います。

あとイノシシの件です。ぜひ担当課の悩みの部分もありますが、我々とともに鳥獣世界に生活しているような環境にあるんですが、ぜひ村長、この奨励金というような扱いを寛大にちょっとひもといいていただいて、ない袖を振れとは言いませんが、苦慮していただくのであれば、その辺も配慮していただきたいと思います。これは大衡全域に全部広まっていますので、こういうようなものの被害対策を早いうちに講ずるべきだと思いますので、加速化させていきたいと思います。

以上申し上げましたが、最後に村長にちょっと答弁を求めたいんですが、企業へ依存する依存の財務状況に聞き及ぶような先ほど、見込んだ税務課の課長の話でしたが、4,000万あるいは5,000万の見込み違いの部分があったというような部分を若干反省点ありますが、やはり私たちは今企業の進出ですごくほかの町からうらやましがられていますが、全然私たち体感しませんよね。正直言いますけれども。自動車産業が来たよということで、すごく大衡いいよね、いいよねと言われていますけれども、やはりそうではなく、依存する部分をやはり頼り切るのではなく自主財源で計画的なこの予算執行なり計画というのを、どのようにお考えなのかその辺をお尋ねしたいと思います。

中央は地方交付税の一極集中ということで、大阪あるいは東京ということに対して、余り配分しすぎているのではないかというような国の見直しの時期に来ているそうです。そういういた部分でやはりこの行政PR、大衡というような知名度をPRすることによって、先ほどのそういうふるさと納税にしかり、あるいは村が単独で予算をどういうふうにしていくんだというような村長の強い意向があればお尋ねをして質問を終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 最後のご質問については、議員、ただいま補正予算の審議を行ってございますので、次回の一般質問等で村長と論戦をしていただければと思ってございます。企画

財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　返礼品の関係については、議員おっしゃるとおり本当にPRの部分でポータルサイトにお願いしている部分もございます。いろいろないわゆる首都圏の方とか例えば大阪圏とか、いろいろなところから来ている部分もございますので、そういう方々の、大衡村ってこういうものがあるんだとかというPRの部分でも有効なのかなとは思っているところでございますので、なお一層ちょっと充実していきたいとは思っているところでございます。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　除雪の関係につきましては、パトロールもちろんですけれども、お話しありました無線放送、広報誌等々を通じて今後とも事故の起きないよう適切な、また経費のかからない除雪に努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（齋藤　浩君）　イノシシについては非常に頭の痛い問題でございまして、大衡村内全域にその被害が生じてきているというような状況ではございます。ただやはり一番侵入といいますか、数的に多いのはやはり西部地区ということになりますので、そちらのほうの侵入対策というのは行政側として必要な部分だろうと思ってございます。駒場とか大森とかそちらの方面に出てきているところも出でては来ているんですが、そちらのほうにそういういた物理的な侵入対策ができるのかというと、なかなかそちらについては難しいものがあるので、そういういたものについては捕獲、駆除、そういういたものとあとは電気柵、メッシュですね、そういういたものを使って被害防止を進めていくということにならざるを得ないのかなと思ってございます。ことしも23頭、24頭という形でもう捕獲されております。そんな中で来年に向けてもそういういた捕獲の実施隊員もふえてございますので、あとはその中で銃免許の取得もよく持っていたいいる方も今いらっしゃいますので、そういういた人的な配置といいますか、体制ですね、そういういたものを整備しながらその対策に取り組んでいく必要があるなと思っているところでございます。

以上です。

議長（細川運一君）　ほかに。村長。

村長（萩原達雄君）　小川議員にせっかくでありますから、若干述べさせていただきたいと思います。

企業進出によって財政にどういう影響があるって、そしてそれが村民に対してどのように

配分といいますか、というお話でしたが、議員の話だと全然そういう豊かさが実感できないではないかというようなお話であります。しかし私は違うと思います。確かに1人1人にどうのこうのというわけではないにしろ、ただ子育て支援やらあるいは高齢者への助成なりといったものは、県の支援ももちろんあるわけですが、その県の支援のさらに上をいっているのは、やっぱりそれは財政的にそういった意味で若干他市町よりもフレキシブルなところがあるということのあらわれではないかなと。それでそういった施策もできるのかなと。大和町さんみたいに交付税ゼロにいつなるんだというようなお話をされますけれども、交付税ゼロになることが、交付税ゼロというか不交付団体になることが目標ではなくて、やはり住民にそういった豊かさを等しく享受して、そして住民福祉の向上に役立ててまいりたいと。これはやっぱり企業進出のそういった恩恵もかなりあるのではないかなど私なりには思っているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）ほかに質疑ございませんか。小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君）皆さんたくさん質問したので、ちょっと私が気になったところを1点抜けているところがありましたので、その点について。

21ページの児童保育費ですね、この詳細をお尋ねしたいと思います。

あと23ページの風疹についてです。ここ60万の予算計上がされています。近々のこのごろの情報によりますと、国のほうでこちらはもう助成というか無料になるという報道もありますけれども、その点について、2件についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君）健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）お答えいたします。

まず第1点の児童保育費の委託料増額の補正でございます。こちらにつきましては、小規模保育事業、いわゆるにこにこ保育園の小規模保育事業の類型の変更による増額でございます。内容といいますのは、小規模保育事業に3類型ございます。A型、B型、C型でございまして、これまで29年度まではB型といいまして、全員が保育士でない、資格を持っていない方も含まれているということでB型で実施してございました。今年度にこにこ保育園、全員保育士の資格を持っていただいている方が従事していただいているということで、A型に変更になったことによる保育単価が上がったことによる増額が主なものでございます。

第2点の風疹の扶助費の関係でございます。こちらにつきましては、議員ご指摘のとお

り最近新聞報道等でも風疹対策というものが報道されておりまして、けさも新聞に掲載されております。そういう中で6年前ですか、大流行したということで当村でも25年度同様の補助事業を実施してございますので、現在予算要求段階の考え方としましては、妊娠を希望されている方と妊婦さんの配偶者を抗体検査及び予防接種の助成対象と考えてございます。さらに最近の報道等によりますと、30代から50代までの抗体を持っていない方、男性が多数いらっしゃるということもありますので、国の方でその無料検査なりを考えているということでございますので、その辺も今後もっと国の情報も検証しながら考えていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今までB型であり、資格のない方もいらっしゃったという部分で、今度はA型で、全員が結局有資格という形で考えてよろしいのか。これからもあとこのようないくつかたでA型という形で、本当に保育士さんの確保ができるのかということをまずお尋ねしたいと思います。

あと風疹のほうですね、やはり国の動向がどんどんいろいろと変わってきてるので、こちらのほうの対処もやはり先を見越して課のほうできちんとした予算措置をするような形にしたというのはとても素晴らしいことではないかと思っています。その部分も考えても、やはり国の動向を見てその拡充といいますか、そういう部分、家族内の人たちでもしかかっていない人たちにも接種ができるとか、そういう部分も考えることも必要になってくるのもいいのではないかなと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） お答えいたします。

1点目の中規模保育事業でございますが、これは4月1日現在での従業者の資格を有するかどうかという判断になりますので、事業運営していただいている三矢会全体の保育士の配置状況にもよるかと思います。今年度も当該法人の採用状況を聞きますとなかなか保育士の確保が難しいということでお聞きはしておりますけれども、次年度そういった職員の配置状況などもいろいろ相談しながら進めてまいりたいと考えてございます。

そしてあと第2点の風疹対策でございます。議員おっしゃるとおり妊娠を希望されている方と妊娠されている方の配偶者、核家族であればそれでいいのかもしれませんけれども、議員おっしゃるとおり例えば50代のおじいさんがいるというような家族もおろうかと思います。そういう対策も最近の国からの議論等を考えますと、そういう措置も必要なのか

なと思っておりますので、その辺も含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） まず第1点、街路灯の電気料金の増がありましたけれども、単年度で当然防犯灯も含まれると思いますけれども、何基今増設されたのかその1点と、このごみ収集の件なんですけれども、いろいろ課長からも説明は受けておりますけれども、先ほど山路議員からもありましたけれども、これに対する積算法ですね。大衡村ではいろいろな面で賃金単価表、出されております。当然私も以前もらっておりますけれども、その中でちなみに一番高い賃金ですか、例えば運転手の場合は1万5,000円とか2万円とかありますけれども、一番高い賃金を払っている職種は何か、どういう職種なのかお聞きします。

議長（細川運一君） 総務課長。防犯灯の数って言ったんじゃないですか。街路灯は、街路灯。

都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 道路維持費予算書27ページの需用費の100万円の増額、光熱費ということで、電気料の増額をさせていただいております。こちら単価の変動とあと本数もときわ台南関係でふえているというので、前年比ベースで考えると13%ほど増額になっております。その関係でこれまでの支出の実績見合いで100万円を増額するものでございます。

議長（細川運一君） 賃金の単価についても都市整備課でよろしいんですか。担当課。（「休憩、休憩」の声あり）いや。答弁をしてください。賃金単価表をつくる責任部署がどこかということですよ。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 村独自の賃金単価表作成に当たりましては、県の労務単価がございまして、その労務単価をベースにつくっております。それで年度ごとにその県の単価の改定がございますので、それに応じて村の単価も変動するというような形で算定をしているものでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） この電気料金の件なんですけれども、それなりに増設されておりますけれども、今現在省エネということでLEDで照明ですね、防犯灯うんぬん大半取りかえられていると思います。当然電気料金も消費電力も下がっていますから、当然電気料金も下がるわけですね。その場合電力に対してLEDを設置したことによって、当然何回も言いますけれども消費電力も下がるということは料金も下がるわけですね。当然低額なんですが、それについて電力さんと協議した経緯ありますか。

あわせて11月5日ですか。ごみ収集の件について、先ほども山路議員からありました。非開示の件で、副村長はあの場で答弁できませんというお言葉ありましたけれども、どういう意図でどういう意思でそのお言葉が出たのかお聞きします。以上です。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　新設する新しい道路照明につきましては、消費電力の低いものということで設置してそれの単価に応じて契約をするという形になります。ただ多くの既存の照明灯につきましては、従来のものになりますのでLEDという照明というのはほとんど村にはなくて、県のほうではリース事業の中でいろいろそういう更新をしているという事例もありますので、今後そういうものを参考にというのはありますけれども、今現状でいいますと道路照明につきましては、従来の古いタイプのものが主流という形になっておりますので、特段そのものについて協議した経過はございません。

議長（細川運一君）　副村長。

副村長（齋藤一郎君）　全員協議会でのお話かと思いますけれども、

議長（細川運一君）　答弁中でございます。

副村長（齋藤一郎君）　それについては、詳細については知りませんという回答をしたかと思います。債務限度額の説明の際にいろいろ副村長も決裁しているだらうと。当然私は決裁しているからそれは把握しなければならない立場だと思いますけれども、その詳細、細かいところまでは私は知りませんという答弁をしたかと思います。当然限度額につきましては、集積箇所の増加、それから労務単価等の改定によって債務負担額もふえていくということは総体的には存じておりますけれども、その詳細についてはいちいち把握していないということで答弁をしたつもりでございます。

議長（細川運一君）　ほかに質疑がないようです。これで質疑を終結、これより討論を行います。まず本案に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）次に本案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。直ちに採決をいたします。

この際決は起立によって行います。

議案第65号、平成30年度大衡村一般会計予算の補正についての件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数です。したがって、本議案第65号、平成30年度大衡村一般会計予算の補正については原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） ここで休憩といたします。

再開を1時15分といたします。

午後1時14分 休憩

午後1時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算の質疑の中で山路澄雄議員と遠藤昌一議員から質問ございました件について、企画財政課長より答弁の申し出がございますので発言を許したいと思います。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今日は資料持ち合わせがなくて大変申しわけございませんでした。

まず山路澄雄議員のご質問に係るいわゆるまちづくりセンターの除草業務に係る単価でございますが、お手元に30年度の臨時職員賃金表というのがございます。29年度、まちづくりセンターの指定管理の限度額を設定するに当たりまして、29年度の臨時職員賃金表でございますけれども、いわゆる除草業務については下から4つ目、機械持ちは下刈り1万4,000円とございますが、29年度も同じ数字でございます。ですので30年度の数字ということも、29年度と同じ数字ということでのご理解をお願いしたいと思います。1万4,000円でまちづくりセンターのいわゆる除草業務についての積算についてはこの金額を使用しているものでございます。

あと遠藤昌一議員の部分に関してのいわゆるこの中の一番単価の高いものはどれかと申し上げますと、ここに記載のとおりマイクロバス運転手とスクールバス運転手の県外が1万6,000円、これが一番臨時職員の中で高い単価になっているものでございます。

以上でございます。

日程第8 議案第66号 平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第66号、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、ご説明は議案第66号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第66号別紙。平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,151万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,312万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税3,040万3,000円の減額でございます。収入見込みによる減額でございます。

続きまして3款1項1目保険給付費等交付金34万2,000円の増、こちらにつきましては保険事業実施による交付申請分でございます。

2目災害臨時特例補助金6万8,000円の増、東日本大震災による被災者の一部負担金免除に係る補助金でございます。

3目乳幼児医療費補助金9万7,000円の増、乳幼児医療費助成事業運営強化補助として交付対象経費の2分の1の補助率でございます。

続きまして7ページ、5款1項1目一般会計繰入金162万2,000円の減でございます。1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分についてでございますが、39万円の減でございます。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分でございますが、132万9,000円の減でございます。1節、2節の保険基盤安定繰入金につきましては、交付申請によるものでございます。

6節その他一般会計繰入金9万7,000円の増、県と村がそれぞれ2分の1ずつの負担となっておりますので、県補助金と同額の計上でございます。

2項1目財政調整基金繰入金2,000万円の増、こちらにつきましては財源調整でございます。

次に8ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源の入れかえでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分604万2,000円の減、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金分174万円の減、3項1目介護納付金分200万7,000円の減、こちらにつきましては1項から3項までの納付金については、額の決定によるものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費12万5,000円の減、主なものとしましては、7節賃金25万5,000円の減、こちらにつきましてはレセプト点検員の賃金の支払見込みによる減額でございます。

13節委託料12万8,000円の増、こちらは保険事業分の国保被保険者分の按分によるものでございます。

続きまして10ページ、11ページをお開き願います。

2項1目特定健康診査等事業費123万1,000円の減、事業確定によるものでございます。

8款1項5目療養給付費等負担金償還金26万1,000円の増、こちらにつきましては平成29年度の国民健康保険高額療養費共同事業負担金の実績報告による返還分でございます。

9款1項1目予備費63万4,000円の減につきましては、財源調整になります。

次のページ、12ページから13ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 基本的なことをお伺いします。

歳入、歳出とも減額、結構な金額になっていると。この理由といいますか、一番考えられるのは保険者ですか。加入者なり減っているのかなということも含めて人数等動きがあるか、後期高齢者支援金もそうですが、そういうものについてご説明をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） まず歳入のほうで国民健康保険税が大幅に減額しております。

歳出につきましては、こちらは国民健康保険事業費納付金、こちらが主に大きな減額となってございます。この歳入歳出には関連がございまして、保険税の徴収をするに当たっては、納付金に見合う額を保険税として設定してございました。今年度都道府県単位化となりまして、当初見込みを立てるに当たっては納付金から積算いたしまして予算計上させていただきました。そちらが確定した数値が出てきまして、実際の保険税率の改定を行った

結果、調定額にあわせて収納見込みも鑑みて補正額として減額をさせていただいております。また納付金につきましても同様で、県のほうから示されました決定した納付金額によっての減額となってございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 多分ことしだったと思いますけれども、資産割とかその内容について変更があったということだったと思います。そういう点で資産割がなしになったということで、どのような変化があったか、もしありましたらお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 29年度までの4方式から30年度は3方式ということで、資産割分をなくした形になりましたけれども、その影響で全体的に29年度おりました被保険者に対しまして試算をしたところ、やはり資産割分を除いてのそのほかの所得割、平等割、均等割の税率の改定を行いまして、全体的には8割ほど保険税が下がった形になってございます。県のほうの試算で求められていました標準保険税率についても、それにほぼ近い形で税率を改定しております、今後の見込みとしては療養費の増減によって大きく変わるものと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 資産割がなくなったことによって多少は変化があると。ただ県の標準といいますか、モデル的なものと多分各町村のやつもそろそろわかる状態ではないかなと思いますね。そういう場合に農家が多い地区と都市部の地区と、そのような変化があるかどうかおわかりでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 全体的に各市町村、税率が上がったところ、また下がったところというふうにそれぞれござりますけれども、やはり山間部ですとか沿岸部というところにつきましては医療費が上がっておりまして、そちらにつきましては税率も高くなっているような状況でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 私も今ちょっと佐々木議員とつながりもある部分がありますけれども、今回の補正で1,150万ほどのトータルの減額ですけれども、その中で歳入で国保税が3,000万を超える減額ということでかなり大きい減額の数字のようでありまして、今理由について

は課長説明を受けましたけれども、国保の被保険者の人数の動きはどうなのか、減っているのかふえているのか、あるいは余り変わらないのか。その辺の人数とあと保険税が下がったことによって、その分基金から取り崩し2,000万せざるを得なかつたのかなと思うんですけれども、今年度でトータルで2,500万の基金からの繰り入れになっていますけれども、現在の基金の残高というのは幾らになるか、取り崩し後ですね。今後の基金の増成計画とかそういうものはあるのかどうかお聞きします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） まず基金の繰り入れにつきましては、今回補正で計上させていただいております2,000万プラス当初から見ておりました金額合わせまして2,500万繰り入れ予定をしてございます。2,500万、この額を満額今年度取り崩しをして国保会計繰り入れするに当たって、基金残高につきましては1億100万ほどということになります。申しわけございません、最初の質問ちょっと聞き逃してしまいました。（「被保険者数の」の声あり）被保険者数につきましては、29年度から30年度にかけてもやはり減少傾向にございます。新たに加入をする被保険者が少なく、また75歳で年齢到達での後期高齢者医療のほうへ移行される方も多いということで、減少傾向になってございます。

議長（細川運一君） 基金の増成の計画みたいなものはあるかというご質問もあったと思いますけれども。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 申しわけございませんでした。現在の財政調整基金につきましては、各自治体でも同じように保有しております。ただこの基金の目的につきましては、突発的な高額療養費のかかるものとか、そういったものに充てるものでございまして、本来保険税の上がったものに対しての補填的役目をするものではございませんが、制度が改正されまして都道府県単位化ということで、状況が見えない中、どの自治体もこの基金を取り崩すなりして財源の確保に努めている状況でございます。大衡村につきましても、現在基金を保有しておりますので、今のところ激変緩和措置を施されている状況でございますが、そちらがなくなった際の補填として使わせていただきたいとは考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 国保の健康保険そのものの被保険者の人数についてもそんなにふえる状況ではないと思うんですね。ある年齢になれば後期高齢医療のほうに移っていきますので、そうすると国保税についてもそんなに大きく上がるという見込みはないと思われますので、やはり全体の予算執行の中では歳出に見合うような歳入も当然必要になってきますけれど

も、その中でやっぱり財源調整としての基金の割合といいますか、その部分もある程度大きいのではないかなと思うんですよね。制度そのものが県全体になってきますよね。予算のほうに会計のほうはどうになるかあれですけれども、やっぱりその中の対応できるような基金としての保有額というのはある程度は必要なのではないのかなと思うんですよね。たまたま今回はある程度1億、崩しても1億100万ですか。残があるということですけれども、さらに大きいような金額取り崩しが発生した場合、対応は難しくなってくることも考えられますので、やっぱり最終的に決算時点において余剰金が出ればその中から積み立てに回すということも必要ではないのかなと思うんですけれどもね。その辺の計画改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 基金の保有を保つために保険税を高く設定するという考えは毛頭ございませんでして、やはり適切な県から示されました保険税率、それから納付金に対して、その中で余剰金が発生すれば基金へ適切に積み立てていきたいとは考えてございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第67号、平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は議案第67号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ873万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,743万1,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正について定めたものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正についてです。

特定環境保全公共下水道事業債の限度額3,250万円に490万円増額し、3,740万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

歳入についてです。1款1項1目下水道事業負担金65万5,000円の増です。こちらは8件分に係る受益者負担金の増額となります。

3款1項1目下水道事業国庫補助金317万6,000円の増です。社会資本整備総合交付金内示額の確定に伴う補正となります。

7款1項1目下水道事業債490万円の増です。交付金の増額に伴い裏負担分の起債の増額となります。

続きまして8ページの歳出について。

1款2項1目公共下水道建設費850万5,000円の増です。2節は人件費の補正です。

13節委託料350万円の増につきましては、古館橋マンホールポンプ場圧送管の古館橋への橋梁添架に伴う設計委託料の増額となります。

15節工事請負費500万円の増額につきましては、交付金増に伴いまして沢田汚水マンホールポンプ場圧送管移設工事に充当する分の補正となります。

2款1項1目元金10万円の増につきましては、繰上償還分に係る補正となります。

3款1項1目予備費12万6,000円の増につきましては、歳入歳出調整によるものとなります。

9ページの給与費明細書につきましては後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第68号、平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長長。

健康福祉課長（残間文弘君） それでは議案第68号別紙でご説明申し上げます。

1ページごらんいただきたいと思います。

平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,010万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入です。

3款2項5目システム改修費補助金27万6,000円の増、システム改修に伴う補助金でございまして、補助基準額が示されたことによろう増額補正でございまして、2分の1補助でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金206万7,000円の減、1節は職員1名分の給与の増額でございます。

2節は207万5,000円の減、こちらの主なものにつきましては、後で歳出でご説明申し上げますが、権利擁護事業に係ります社会福祉士臨時職員の賃金の減でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3万6,000円の増、2節は職員1名分の人事費でございます。

11節需用費は消耗品費の増額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費384万5,000円の減、こちらにつきましては給付見込みによります減額でございます。

2節施設介護サービス給付費877万5,000円の増、こちらにつきましては、特養、老健等の施設入所者、第7期の計画で61人で計画してございますが、9月末現在で入所者数が66名ということに伴います見込みの増額でございます。

次のページお願いいいたします。

4項1目特定入所者介護サービス等費493万円の減、こちらにつきましては施設入所者の食費、救助費の補足給付費に係るものでございまして、見込み額の減額でございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費98万円の増、こちらは総合事業によります見込み額の増額でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費2万4,000円の増、こちらにつきましては、14節が介護予防システムのリース契約確定によるものの減額でございまして、19節は総合事業に係るケアプラン作成費の増額でございます。

2項1目一般介護予防事業費2万7,000円の増、職員1名分の人事費及び11節は各事業によりますバスの燃料価格の上昇に伴う増額でございます。

次のページ、3款3項1目総合相談事業費2万7,000円の増、こちらにつきましては、2節、4節とも職員1名分の人事費に係るものでございます。

2目権利擁護事業費288万8,000円の減、こちらは先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、社会福祉士を臨時職員として予定してございましたが、求人いたしましたが応募がなかったということでございますので、減額ということでございます。

4項1目審査支払手数料1万1,000円の増、こちらにつきましては国保連に対する審査支払手数料の増額でございます。

7款1項1目予備費8,000円の減、こちらにつきましては財源調整でございます。

10ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第69号、平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は議案第69号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,118万4,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。
歳入についてです。

6款1項2目消費税還付金68万4,000円の増です。こちらは、過年度申告分に係る修正申告の増額と、今年度申告分の確定に伴う補正となります。

7ページ、歳出についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費60万3,000円の増です。4節は共済費の増額、12節需用費につきましては修繕料の増額となります。

3款1項1目予備費8万1,000円の増です。歳入歳出調整によるものとなります。

8ページにつきましては給与費明細書となりますので、ごらんいただければと思います。
以上、ご説明申し上げました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号 平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第70号、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第70号別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

議案第70号別紙、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,344万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。歳入についてでございます。

3款1項1目事務費繰入金8万4,000円の増、人件費分の繰り入れでございます。

2目保険基盤安定繰入金124万8,000円の減、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

続きまして7ページでお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1万4,000円の増、職員1名分の人件費増額分でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金124万8,000円の減。19節の負担金、補助及び交付金で、歳入でご説明申し上げましたとおり、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次のページ以降につきましては、給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号 平成30年度大衡村水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第71号、平成30年度大衡村水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書第71号を別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村水道事業特別会計補正予算（第1号）、第1条は、総則について定めたものです。平成30年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条は収益的収入及び支出について定めたものです。

平成30年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益2億4,722万5,000円に481万円を追加し、2億5,203万5,000円とするものでございます。

支出について、第1款水道事業費用2億4,722万5,000円に48万8,000円を追加し、2億4,771万3,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出について定めたものでございます。

予算第4条本文括弧書き中、過年度損益勘定留保資金1,937万5,000円を過年度損益勘定留保資金2,088万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入については補正ございません。支出について、第1款資本的支出について、1,937万6,000円に150万5,000円を追加し、2,088万1,000円とするものでございます。

第4条は、他会計からの補助金について定めたもので、予算第8条中818万3,000円を629万2,000円に改めるものでございます。

続きまして予算説明書でご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

まず1の収益的収入及び支出の収入について。

1款1項3目その他営業収益17万6,000円の増です。給水設備の申請件数の増加に伴う手数料の補正となります。

2項1目受取利息及び配当金の1節預金利子9,000円の減です。こちらは定期預金利率低下に伴う減額となります。

2目他会計補助金の一般会計補助金189万1,000円の減につきましては、高料金対策補助金額の確定に伴う減額となります。

3目水道加入金653万4,000円の増につきましては、水道加入金申し込み増加に伴う増額補正となります。

続きまして支出について。

1款1項2目配水及び給水費の7節委託料30万6,000円の増です。こちらは中央監視装置更新に伴う委託料の補正となります。

4目総係費の2節につきましては、職員手当の補正となります。

5目減価償却費4万8,000円の増、こちらは平成29年度出庫の浄水機の個数確定に伴う補正となります。

2項1目受取利息及び企業債利息5万3,000円の増です。こちらは中央監視装置更新に伴うリース料の利息分の補正となります。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出について。

1款1項1目営業設備費205万5,000円の減です。こちらは1節の機械器具備品購入費248万7,000円の減と3節リース資産購入費43万2,000円の増額につきましては、当初1節機械器具購入費として6カ月分計上していたものについて、リース資産購入費2カ月として予算の組みかえを行いまして、あわせて導入時期の確定に伴い予算の減額を行うものでございます。

3目土地購入費356万円の増です。こちらは衡東配水池管理用用地に伴う補正となりまして、2,914.91平方メートルの土地を取得するものでございます。

次ページの給与費明細書につきましてはごらんいただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 水道加入金の増額ですけれども、先ほど下水のときは3件の増という説明がありましたが、こちらは何件で要因はどんなものなのか。

それから資本的支出のこの備品購入とリース資産の部分ですね、もう少し詳細な説明をお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず水道加入金ですが、30年度、今年度の見込みといたしまして82件分を見込んでいるものでございます。それに伴いまして今回653万4,000円を増額するものでございます。

7ページの営業設備費の関係でございますが、今年度中央監視装置の更新を行っておりまして、当初予算上1節の機械器具及び備品購入費ということで予算計上させていただいておりましたが、こちらの工事で一括で整備するというような意味合いでそのような予算設定させていただいておりましたが、リース資産ということで科目上、分類上そのような形で取得をするという形になりました。今回予算の組みかえを行うということになりました。あわせまして導入時期、当初予算上年度途中、中盤からという予定でございましたが、いろいろ検討した結果導入時期がちょっとずれ込んだということで、今年度分につきましては、2カ月分の予算を計上するということで予算を減額するものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 水道加入金の当初の予定という部分と、それから今回補正で増額している部分のその要因というか、ときわ台南とかそういった部分が入っていて、その建設が予定よりも多いとか、加入する方がほかにも新しく家が建ってふえているとか、そういったちょっと要因的な部分ですね、おわかりでしたらお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 当初の見込みといたしましては、648万円分の件数で見込んでいたものでございますが、今現在で確定しているものが72件ございまして、さらに年度中に今後10件がふえるだろうということで82件を見込んでいるものでございます。要因といたしましては、ときわ台南の関係の建築がちょっと予想よりも進捗が進んでいるという形で、当初見込みよりもふえたというのが大きな要因となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） ここで漸次休憩をいたします。休憩時間が長くなると思いますので、執行部におかれましては一時退席をお願いを申し上げます。

開始については改めて議会事務局よりご連絡申し上げます。

暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後3時45分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 発委第2号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（細川運一君） 日程第14、発委第2号、大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（和泉文雄君） 発委第2号、平成30年12月12日。大衡村議会議長細川運一殿。

提出者、議会活性化特別委員会委員長、佐々木金彌。

大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議長（細川運一君） これより本案の審議を行います。提出者による内容の説明を求めます。
佐々木金彌君、登壇願います。

[議会活性化特別委員会委員長 佐々木金彌君 登壇]

議会活性化特別委員会委員長（佐々木金彌君） ただいま読み上げていただいた条例の制定についてご説明いたします。

この委員会条例の一部を改正する条例は、前に述べました議員定数の2名削減、12名による議会を構成するということに決定いたしましたので、その中で委員会構成、総務民生常任委員会並びに産業教育常任委員会を7名から6名に、そして広報常任委員会を13名から11名に変更するということでございます。これについては新旧対照表に書かれてあるとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（細川運一君） 質疑に関しましては、賛成者全員のため質疑を省略します。

これより討論を行います。本案に反対の者の発言を許します。（「なし」の声あり）次に、本案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

討論ありませんね。これで討論を終わります。直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、調査中の事件について、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（細川運一君） 昨日の文屋裕男議員の一般質問の中で、不穏当と思われる発言があり、議長として発言取り消し命令の留保を宣告をいたしております。

議会運営委員会に諮問を行い、先ほど文屋議員にお伝えした箇所に訂正の必要があるとの答申を受けております。議会運営委員会の答申に基づき、議長として文屋議員に対し、会議規則第64条の規定により、発言取り消しの申し出のご意思があるかを確認をいたします。文屋議員、発言取り消しを申し出るご意思はありますか。

6番（文屋裕男君） ありません。

議長（細川運一君） それでは地方自治法第129条議場の秩序維持権に基づき、議長として文屋議員の発言の当該箇所を削除いたします。何もないなら結構ですよ。村長。

村長（萩原達雄君） ただいま議長職権によって文屋議員のどの辺のことを言っているんだか私はよくわかりませんが、発言が取り消されるという決定をされたということですね。従いまして、私は文屋議員が昨日延々と30分以上にわたって何か自分で書いたものをずっと読んでいたということあります。それに対して私はそういった何とか小説を聞いているようだなというような感想を言ったまでであります。がしかしそれを取り消したほうがいいと皆さんが言うのであれば、取り消すのに別に私はやぶさかではございません。なので文屋議員の言った言葉が消されるのであれば、私が言ったことも整合性がなくなりますから、取り消されて結構だと思います。

議長（細川運一君） いや、村長のご意思としてどうかということでございます。

村長（萩原達雄君） そうですか。文屋議員の発言がない以上、私の言ったことがそのまま載ることは不自然だと思いますので、取り消します。

議長（細川運一君） ただいま村長から当該箇所の発言の取り消しの申し出がございました。皆様にお諮りをいたします。ただいま村長申し出のとおり村長発言の当該箇所について取り消しをすることにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして平成30年度大衡村議会第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員